

## ○秦野市自転車ヘルメット購入費補助金交付要綱

(令和7年4月23日施行)

(趣旨)

第1条 この要綱は、自転車ヘルメットを購入する市民に対して補助金を交付することについて、秦野市補助金交付規則（昭和53年秦野市規則第2号）第19条の規定により必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「自転車ヘルメット」とは、新品又は未使用の状態かつ製造会社の保証期間内にあるもので、次のいずれかの認証等を受けたものをいう。

- (1) 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク
- (2) 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク
- (3) 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク
- (4) ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証機関が認証したGSマーク
- (5) 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSCマーク
- (6) 前各号に掲げるもののほか、これらに類するものとして本市が認めたもの

2 この要綱において「事業協力店」とは、市内において自転車ヘルメットを販売する事業者のうち、第5条の規定により事業協力店の登録を申し込み、本市に登録されたものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象とする者は、次の各号のいずれにも該当する個人とする。

- (1) 自転車ヘルメットの購入日に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 自転車ヘルメットを自ら着用する者で継続して着用の意思があること。
- (3) 過去にこの補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 納期の到来している市税を完納していること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、事業協力店での自転車ヘルメット1個の購入金額(消費税及び地方消費税を含み、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。)又は2,000円のいずれか低い額とする。ただし、他の補助制度を併用して購入する場合はその補助額を、ポイント、クーポンその他の現金と同等でないサービスの類を充当して購入する場合は充当分を減じた額を購入金額とする。

(事業協力店の登録、変更等)

第5条 事業協力店の登録、変更又は廃止を希望する事業者は、自転車ヘルメット購入費補助金事業協力店登録(変更・廃止)申込書(第1号様式)を本市に提出するものとする。

2 前項の申込書の提出があったときは、その内容を審査のうえ登録し、変更し、又は廃止する。

(事業協力店の責務)

第6条 事業協力店は、自転車ヘルメットの販売時において、補助対象者に対し、補助金の交付申請に必要な書類の交付及び助言を行うものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、自転車ヘルメットを購入した年度の3月末日までに、自転車ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書(第2号様式)に次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

(1) 自転車ヘルメットの購入に係る領収書又はそれに類する購入を証明する書類の原本

(2) 自転車ヘルメット販売証明書又は自転車ヘルメットが、第2条第1項各号のいずれかに該当することが分かる書類の原本

(3) 振込先口座が分かる書類の写し

2 自転車ヘルメットを購入した補助対象者と同一世帯(同一戸籍に限る。以下同じ。)に属する者は、その補助対象者に代わって申請者とすることができる。

3 自転車ヘルメットを購入した補助対象者が同一世帯に複数いるときは、そのうちの1人を申請者とすることができる。

4 自転車ヘルメットを購入した補助対象者が18歳未満のときは、その保護者を申請者とすることができる。

5 前3項の規定による申請者は、世帯構成が確認できる公的機関が発行した

書類の写しを添付するものとする。ただし、本市が保有する公簿によって確認することができるときは、申請者の同意に基づいて、その公簿により確認し、書類の添付を省略させることができる。

(財産処分の制限)

第8条 規則第17条第1項第3号に規定する市長が補助金の目的を達成するため特に必要があると認めるものは、自転車ヘルメットとし、同項ただし書に規定する市長が認める期間は、3年とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月23日から施行し、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

(適用区分)

- 2 第3条の規定による補助対象者は、令和7年4月1日以後に自転車ヘルメットを購入した者について、適用する。

(失効に伴う経過措置)

- 3 令和9年3月31日までに補助金の交付決定を受け、かつ、その交付を受けていない者に限り、この要綱は、なおその効力を有する。

(秦野市自転車ヘルメット購入費補助金交付要綱の廃止)

- 4 秦野市自転車ヘルメット購入費補助金交付要綱（令和6年4月1日施行）は、廃止する。

(廃止に伴う経過措置)

- 5 前項の規定による廃止前の秦野市自転車ヘルメット購入費補助金交付要綱第7条第2項の規定により事業協力店として登録された事業者は、第5条第2項の規定により事業協力店として登録された事業者とみなす。

(高校生に対する特例措置)

- 6 補助対象者が高等学校若しくはこれに相当する学校（以下「高等学校等」という。）に在学している者又は高校生相当の年齢である者の場合における第4条の適用については、同条中「2,000円」とあるのは「3,000円」と読み替えるものとする。

- 7 前項の場合において、補助対象者が高等学校等に在学している者で、19歳以上の年齢であるときは、第7条第1項に定める書類に加えて、その高等学校等に在学していることが分かる書類の写しを添付するものとする。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。